

法定外公共物工事許可書

株式会社 篠原建設
代表取締役 篠原 隆行 様

鳥栖市長 向門 慶人



令和6年6月11日付けで申請のあった件については、次のとおり許可します。

記

- | | |
|---------|--|
| 1 目的 | 埋立て、通路設置 |
| 2 位置 | 鳥栖市江島町字西谷3255番50、3255番51、3255番52、
3255番53、3255番54、3255番55、3255番56、3255番
57、3255番58、3255番59地先 |
| 3 工事の種類 | 暗渠敷設、法面整形、盛土 |
| 4 工事の期間 | 令和6年6月14日
令和11年3月31日 |

※ 条 件

- 許可中であっても市長が公益上必要と認めたときは、許可を取り消すことがある。この場合は、自費で工作物等を撤去し、原状回復すること。
- 工作物等により法定外公共物の機能に支障を及ぼさないよう適切に管理すること。
- 今回工事施工の際、道路及び水路に土砂等を落としたら速やかに撤去すること。また、道路及び水路が破損した場合、復旧すること。
- 工事の際は、歩行者や車両等が安全に通行できるよう対策し、事故防止に努めること。
- この工事に起因するトラブル等については、申請者にて解決すること。
- この工事に関する、地元（区長、近隣住民など）への回覧及び通行規制等については、申請者にて必ず周知を行うこと。